

議 第 1 号

更生保護活動への支援の強化を求める意見書（案）

年 月 日

衆 議 院 議 長  
参 議 院 議 長  
内 閣 総 理 大 臣 宛 て  
法 務 大 臣  
財 務 大 臣

議 長 名

地方自治法第99条の規定により、下記のとおり意見書を提出します。

記

更生保護は、犯罪や非行をした者の再犯防止や円滑な社会復帰を図るため、本人の自助努力に加え、地域社会が一体となって支援を行う日本特有の制度であり、国連総会で採択された「再犯防止に関する国連準則」において保護司が紹介されるなど、国際的にも高い評価を受けている。

しかしながら、地方における更生保護施設では、出所者の特性の多様化や複雑化、都市部の施設を希望する傾向から定員に満たないことなどによる経営の悪化に加え、保護司についても高齢化や精神的負担等により担い手が確保できないなど、制度の維持に深刻な課題が生じている。

また、安全で安心な明るい地域社会の実現に向けては、更生保護の社会的役割について「社会を明るくする運動」などを通じた、若者や子育て世代を含む幅広い世代からの理解が不可欠であり、地域社会や犯罪情勢等が大きく変化する中、本運動の時代に即した見直しも求められる。

よって、本県議会は、国会及び政府において、更生保護制度を持続可能なものとし、その理念を国際社会及び次世代に確実に引き継いでいくため、次の事項について特段の措置を講ずるよう強く要請する。

- 1 更生保護施設の安定的な運営のため、委託費支弁基準の大幅な引上げを図ること。
- 2 保護司の人材確保と活動充実に向けて、実費弁償金以外の新たな財政的支援を創設すること。
- 3 更生保護を含む法務行政全般について、国と地方自治体間の更なる連携強化を図ること。
- 4 「社会を明るくする運動」の活動内容を見直すとともに、歴史ある当該運動を国際協調に資するメッセージとして国際社会に発信すること。